

**国家市場監督管理総局「標準必須特許分野に関する独占禁止ガイドライン
(意見募集稿)」意見募集表**

会社名：日本ビジネス機械・情報システム産業協会 _____

| 意見項目 | 修正提案 | 修正理由 |
|------------|---|--|
| 第7条第一項(1)号 | <p>以下の通り修正いただきたい（下線部の追加）。</p> <p>「(1)標準必須特許権者は、標準の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならない、標準必須特許リスト、標準必須特許と標準の対照表、<u>代表的な標準必須特許が標準の実施者の製品で実施されていることを示す具体的な証拠及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む。但し、標準必須特許と標準の対照表は、標準必須特許権者が保有する標準必須特許全体の価値を推し量るために必要な数の代表的な標準必須特許について作成及び提供されていればよい。また、代表的な標準必須特許が標準の実施者の製品で実施されていることを示す具体的な証拠は、標準必須特許権者が合理的な努力によって収集できる情報及び証拠の限度で作成及び提供されればよい。なお、標準の実施者は、標準必須特許権者から提供された標準必須特許と標準の対照表及び代表的な標準必須特許が製品で実施されていることを示す具体的な証拠を、必要な範囲で当該標準必須特許を実施していると主張された部品等の供給元に開示することができる。その際、代表的な標準必須特許が製品で実施されていることを示す具体的な証拠を開示するにあたっては、供給元に対して必要な秘密保持義務を課さなければならない。;</u>」</p> | <p>標準必須特許権者から標準必須特許と実際の製品との対応を示す証拠が提示されないと、標準の実施者は当該標準必須特許が実際の製品で用いられているかどうかを判断できない。標準必須特許権者は、実施者に対して権利の主張をする以上、合理的な情報収集努力の限度において実施者の実際の製品を挙げ、その製品と代表的な標準必須特許の対応関係を示すべきである。</p> <p>一方、標準必須特許権者が膨大な数の標準必須特許を保有している場合、そのすべてについて標準との対照表を作成するのは現実的ではない。従って、標準必須特許と標準の対照表についても、その特許権者が保有する標準必須特許全体の価値を推し量るために必要な数の代表的な特許について対照表を作成すればよいとすべきである。</p> <p>標準必須特許が供給元からの供給部品に関係する場合、供給部品を搭載しているだけの完成品メーカーは、標準必須特許の実施について供給元の知見に頼らざるを得ないため、標準必須特許と標準の対照表、並びに標準必須特許が製品で実施されていることを示す具体的な証拠を供給元に提示できるべきである。</p> |
| 第7条第一項(3)号 | 以下の通り修正いただきたい（下線部の追加）。 | 標準必須特許権者から提示された許諾条件が公平、合理的且つ無差別な条件になっているか否かを実施者が評価するためには、 |

| | |
|--|---|
| <p>「(3)標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならず、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡、並びに<u>標準必須特許権者が提示した許諾条件が公平、合理的且つ無差別な条件であるか評価するためまたは既に部品等の供給元等が許諾を受けているか否かを確認するために必要な第三者への許諾の状況など許諾に直接関連する必要な情報と実際の状況を含む</u>」</p> | <p>同じ標準必須特許を対象とする過去の実施許諾の実績に関する情報が開示されなければならない。また、標準必須特許が供給元からの供給部品等の製品に関係する場合、当該製品の供給元が既に標準必須特許の実施許諾を受けているか否かを確認するためにも、過去の実施許諾の実績に関する情報が必要となる。そのような情報も、必要な程度において標準必須特許権者から開示されるべきであることを明記いただきたい。</p> |
|--|---|

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)